

# こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター

(介護予防認知症対応型通所介護事業)

## 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 七野会が運営する こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者の社会的な孤立感の解消及び心身機能の維持、改善並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な方法に関する基準」(厚生省令第36号、平成18年3月14日付)「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成25年1月9日京都市条例第39号)を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター
所在地	京都市北区紫野大徳寺町35-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたるものとする。又、管理者は、それぞれの利用者に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、常に利用者の心身の状況を適確に把握し自立生活を支援するため、他の職種とも連携し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康チェック、入浴サービス時のバイタルチェック、日常生活上の世話等を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) 介護職員 8名以上

介護職員は、入浴、食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。

※ 看護職員又は介護職員のうち1名以上を常勤とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 介護予防認知症対応型通所介護事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉法人七野会職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日；月曜日～日曜日 (1/1.2は休み)

(2) 営業時間；午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間；午前9時から午後5時

(利用定員)

第6条 事業所はその利用定員を以下のとおりとする。

12人

(認知症対応型通所介護計画の作成など)

第7条 介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。又、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。

2 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。また、当該個別サービス計画を利用者に交付するものとする。

3 利用者に対し、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。又、居宅サービス計画の及び介護予防認知症対応型通所介護サービスの変更にとまって、介護予防認知症対応型通所介護計画の変更をおこない、利用者又は家族に対して、同意を得るとともに、その計画書を交付する。

(介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第8条 介護予防認知症対応型通所介護内容は次のとおりとする。

(1) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

(2) 食事サービス

利用者の心身の状況に応じた、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(3) 日常生活上の援助

利用者の心身の状況に応じ、移動、排泄などの介護を利用者の自立の支援と日

常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(4) アクティビティサービス

利用者の心身の状況を踏まえアクティビティサービス（集団的に行われるレクレーション、創作活動等の機能訓練）

(5) 健康管理

事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとる。

(6) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況並びに家族の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などを行う。

(7) 送迎サービス

心身の状態、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。

(利用料など)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 上記利用料のほか、次に掲げる費用については別表に定める額を利用者から徴収するものとする。

①通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

②昼食代

③夕食代

④おやつ代

⑤おむつ代

⑥喫茶代

⑦その他介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(2) (1)に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 京都市北区・上京区の全域、

中京区の丸丸太町通以北の地域、左京区の下鴨本通以西、北山通以南、

右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者はサービスを利用するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

(1) 利用料の支払いその他、サービスを受けるに当たっての規定を守ること。

(2) 秩序、風紀を乱し、安全・衛生を害することを行ってはならない。

- (3) 感染症その他の伝染のおそれのある疾病に罹患した場合、医師の許可がでるまで利用を停止する。
- (4) 利用者が故意又は重大な過失により施設の設定備などに損害を与えたときには、その支払い能力に応じて弁償させるものとする。
- (5) 利用中の事故などについては、双方の話し合いをもって解決を図るものとする。

#### (緊急時の対応方法)

第12条 職員等は、介護予防認知症対応型通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、家族に報告するとともに、すみやかに主治医に連絡するなどの措置を講じ、管理者に通告しなければならない。その際「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するものとする。

- 2 利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、速やかに家族、地域包括支援センターと調整し、「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。また必要な場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市に報告する。

#### (非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に、避難、救出その他の必要な訓練を行う。

- 2 利用者職員と職員の身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧に資するよう、業務継続計画（BCP）を策定し、これに基づく訓練を年2回以上（災害・感染症の別を問わず）実施する。また必要に応じて随時見直しを行なう。

#### (運営推進会議の設置と地域等との連携)

第14条 当施設は、利用者や家族、地域包括支援センター、地域住民の代表者等により構成する運営推進介護を設置する。

- 2 運営推進会議は、概ね2ヶ月に1回以上開催し、当施設より運営状況の報告を行い、評価を受けるとともに、要望、助言等を聞くものとする。報告や評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表するものとする。

#### (衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 利用者と職員の身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧に資するよう、業務継続計画（BCP）を策定し、これに基づく訓練を年2回以上（災害・感染症の別を問わず）実施する。また必要に応じて随時見直しを行なう。

（虐待の防止に関する事項）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を減に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

（2）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（3）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（その他、運営に関する留意事項）

第18条 介護予防認知症対応型通所介護事業は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。職員は「社会福祉法人七野会 研修制度要綱」に基づく制度研修および、年1回以上の研修を行うものとする。

2 職員は就業規則に基づき業務上知り得た個人情報、秘密を保持する。この守秘義務は退職後も同様とする。

3 食事・レクレーション等の提供するサービス内容について、連絡ノートや行事のお知らせ、サービス計画書の交付などによって、日常的に利用者本人及び家族に周知するものとする。

4 事業所はこぶしの里サライト今宮デｲｰﾋﾞｽに関する記録を整備し、そのサービスの完結の日から5年間保管し、利用者、家族の求めに応じて閲覧可能な状態にしておくものとする。

5 利用者、家族、関係機関等より苦情の申し出があった場合には「苦情への対応に関する実施要綱」に基づいて誠実に対応するものとする。長期にわたり解決しない苦情については京都市に報告するものとする。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は

助言を受けた場合、市町村又は国民健康保険団体連合会より求めがあったときには、改善の内容を報告するものとする。

6 事業所は利用者の意思を尊重し、統一した援助目標でサービス提供を行えるよう利用者・家族の承諾の下、サービス提供上必要な連携を行う。

7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人七野会が定めるものとする。

(付則)

この規定は、平成 20年 2月 1日から施行する。

改定	平成 21年	4月	1日	平成 23年	4月	1日
	平成 24年	4月	1日	平成 25年	4月	1日
	平成 25年	7月	11日	平成 26年	1月	21日
	平成 26年	10月	1日	平成 27年	4月	1日
	令和 元年	7月	8日	令和 2年	4月	1日
	令和 4年	4月	1日	令和 5年	4月	1日
	令和 6年	4月	1日			

## こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター

(介護予防認知症対応型通所介護事業)

### 運営規程料金表

令和元年 7月 8日

項 目	
送迎料 (但し、通常の実施範囲を超えるものに限る)	通常の実施地域を越えた地点から 片道1kmあたり30円(税込料金)
昼食代	1回分 600円(税込料金)
夕食代及び持ち帰り夕食	1回分 700円(税込料金) (持ち帰り夕食のご飯抜きは税込600円)
おやつ代	1回分 100円(税込料金)
私物の洗濯、乾燥代	1回 250円

オムツ代	実 費			
喫茶代	コーヒー	1杯	50円	
	紅茶	1杯	50円	(全て税込料金)
	ジュース	1杯	50円	
	11枚綴りコーヒーチケット		1セット	500円